

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

私は、夫の国民年金保険料を自分の分と一緒に納付していたので、昭和47年2月及び同年3月について夫のみ納付済みとなっており、私は未納となっていることは納付できない。また、46年12月及び47年1月についても納付していたと思うので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間頃、国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたと主張するところ、申立期間に係る昭和47年2月及び同年3月の申立人の夫の保険料は48年7月に過年度納付していることが申立人の夫の特殊台帳により確認でき、その時点において、申立人の申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立期間の前後は長期間納付済みで申立期間以外に未納は無く、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は4か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3938

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、昭和 55 年 10 月頃、婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、その後は必ず国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間のみ未納とされていることは納得できないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は任意加入期間中の 3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除き全て国民年金保険料を納付している。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和 57 年 3 月 29 日付けで A 市に住所変更を行った記載があり、同市において申立期間前後の保険料を納付していることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 46 年 9 月頃に加入手続を行い、当初は母が集金人に国民年金保険料を納付してくれていたが、51 年頃に家業を手伝うようになってからは、自分で保険料を納付していた。46 年 9 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 62 年 3 月までの期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録により、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間②は6か月と短期間であることから、前後の期間と同様に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 46 年 9 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 9 月に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることから、申立人は同月以降に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同時点で申立期間①のうち 59 年 6 月以前の保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①の当初の保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況は不明である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3940

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 43 年 12 月末に会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、45 年 6 月に再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。しかし、平成 23 年 5 月 19 日に国民年金保険料の納付記録を照会するため、B 年金事務所に行ったところ、別の国民年金手帳記号番号が判明し昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの期間の保険料については納付されていることが確認されたが、申立期間については未納であるとの回答であり納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 12 月末に会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、45 年 6 月に再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、B 年金事務所において、申立人に基礎年金番号に未統合となっていた国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが判明しており、当該手帳記号番号の被保険者資格は 44 年 1 月 1 日に資格取得、45 年 6 月 1 日に資格喪失と記録され、申立人の申述内容と符合している。

また、当該手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 44 年 10 月 24 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年 11 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、オンライン記録において、申立人は当該手帳記号番号により、

申立期間直前の昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの期間の保険料を納付していることが確認でき、申立期間は 2 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 15 日から 12 年 8 月 1 日まで

私は、平成 11 年 4 月に A 社に入社したが、その当時から同社は、税金や社会保険料の支払いが遅れ気味で滞納もあり、12 年 9 月に破産宣告を受けている。申立期間において、私の標準報酬月額が減額訂正されていることに納得できない。給与明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 4 月から同年 10 月までは 41 万円と記録されていたところ、同年 11 月 1 日付けで、同年 4 月 15 日に遡って 20 万円に引き下げられ、その標準報酬月額が 12 年 7 月まで適用されている。

また、当該事業所に勤務していた元同僚 14 名の標準報酬月額についても、申立人と同じ平成 11 年 11 月 1 日付けで 7 名が 9 年 10 月 1 日に遡って、1 名が 10 年 2 月 1 日に遡って、1 名が同年 4 月 1 日に遡ってそれぞれ減額訂正されていることが確認できるとともに、11 年 4 月 6 日付けで 4 名が 9 年 4 月 1 日に遡って、1 名が同年 9 月 1 日に遡ってそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書及び賃金台帳から、申立人は申立期間において、上記の訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

加えて、当該事業所は、滞納処分票及び滞納処分執行停止決議書により、平成 10 年 1 月から社会保険料の延滞金が発生していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年11月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

## 千葉厚生年金 事案 4177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成4年4月から同年6月末までA社に勤めていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。給与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同年6月30日にA社を退職していることが確認できる上、事業主は、「給与の締日は15日、支払日は当月25日、厚生年金保険料は翌月控除であった。」と回答しているところ、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、同年7月支給の給与明細書（6月16日から30日までの分）において、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年7月支給の給与明細書から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格喪失日を平成4年6月30日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）

は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年6月1日から15年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、14年6月から15年8月までの標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年8月13日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を9万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年6月1日から同年7月2日まで  
② 平成13年7月2日から21年1月16日まで  
③ 平成16年8月13日

私は、平成13年6月にA社に入社し、21年1月15日まで勤務したが、入社後1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い上、13年7月から20年12月までの間について、社会保険事務所（当時）に届けられている標準報酬月額が当時の給与に比べ低くなっている。また、16年8月分賞与について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。これら申立期間の厚生年金保険被保険者記録について、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②について標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人は、申立期間②のうち、平成14年6月から15年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの保険料を納付したと回答しているが、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を16万円として社会保険事務所に届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成13年7月から14年5月までの期間及び15年9月から20年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間③については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間③にA社から賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額（9万5,000円）に相当する保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「届出を行い、保険料を納付した。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の元事業主は、「申立人は、申立てどおり在職していたが、厚生年金保険に加入するまでは、試用期間であった。保険料は当月控除であり、資格喪失月（平成 21 年 1 月）の保険料控除は誤って控除した。」と回答しているところ、オンライン記録により、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する 7 名に照会した結果、回答があった 4 名のうち 3 名は、「入社後、試用期間があった。」と供述している上、元事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は 13 年 7 月 2 日に資格取得していることが確認でき、申立人から提出された同年 6 月の給料支払明細書において、保険料は控除されていない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年3月31日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、平成4年3月から5年2月までの標準報酬月額が大幅に下がっているが、当時、標準報酬月額が引き下げられるような事情は無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日の1年後の6年3月30日付けで、4年3月1日に遡って14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日に資格喪失した元同僚4人は、全員が申立人と同じ6年3月30日付けで4年3月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間及び遡及訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「名ばかりの役員で、一般従業員と全く同じ仕事をしていた。担当業務はB（業務）で、社会保険関係事務は行っていない。」と供述している上、同社の複数の元役員は、「申立人はB（業務）担当の取締役であった。」と供述しており、同社の代表取締役は、「社会保険関係の手続は自分が担当していた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関

与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出たとおり、26 万円とすることが必要である。

## 千葉厚生年金 事案 4180

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年3月31日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、平成4年3月から5年2月までの標準報酬月額が下がっているが、当時、標準報酬月額が引き下げられるような事情は無かったので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日の1年後の6年3月30日付けで、4年3月1日に遡って13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月31日に資格喪失した元同僚4人は、全員が申立人と同じ6年3月30日付けで4年3月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員でなかったことが確認できる上、事業主は、「申立人は、B（業務）担当の一般従業員だった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで  
私の申立期間の標準報酬月額は 30 万円と記録されているが、標準報酬月額 50 万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていた。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 5 月の標準報酬月額については、申立人から提出された A 社の給与明細書（14 年 5 月度）により申立人が主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 14 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人から提出された預金通帳において、上記給与明細書の振込額と同額が A 社から振り込まれていることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から提出された預金通帳において、上記給与明細書の振込額よりも 2,000 円強少ない額が振り込まれていることが確認できるところ、同振込額に 14 年 5 月の控除額を加算した額は、標準報酬月額 50 万円に相当する報酬月額となる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張す

る標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年11月1日まで  
私は、平成3年4月にA社に入社し、B（作業）の仕事に従事した。毎月70万円の給与を受け取っていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下げられているのは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年3月までは53万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで4年4月1日に遡って20万円に引き下げられ、その標準報酬月額が6年9月まで適用されている。

また、申立人と同様の遡及訂正が当時の社長及び同僚一人にも行われていることが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、会社の経営状況は厳しかった。」と供述している。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本及び申立人が提出した「C（資料）」により、申立人は役員でなかったことが確認でき、元事業主は、「申立人は、社会保険事務には関与していなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成6年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実には即したものと考えるが、申立人について4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由はなく、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務

所に当初届け出たとおり、53 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間については、オンライン記録により、申立人の同年10月の標準報酬月額を20万円とする定時決定が同年8月16日付けで処理されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4183

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月6日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成15年7月6日に支給された賞与の賞与明細書において厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額が記録されていないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された「15年夏期賞与台帳」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与台帳の保険料控除額により、72万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3941

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から50年12月まで

私は、昭和49年3月に会社を退職後、1、2年近くたってA区役所から国民年金の加入案内のはがきが届き、2年遡って国民年金の加入及び国民年金保険料の納付ができるという説明を受けたので、50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の保険料として約2万円をまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人は52年11月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入手続時点において、申立期間のうち50年9月以前は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続と同時に申立期間の保険料として約2万円を納付したと申述しているが、B市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録とも一致している上、申立期間直後の昭和51年1月から52年3月までの期間は納付済みと記録されており、当該期間に係る過年度保険料の合計額が2万100円であること

を踏まえると、申立人の申述は、同年 11 月頃に加入手続を行い、当該期間の過年度保険料を遡って納付したときの記憶によるものと考えても特段不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3942

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの期間及び平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から47年3月まで  
② 平成5年12月

私の父が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、A市（現在は、B市）C納税組合の集金により私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間①の保険料は納付していたはずである。

また、申立期間②については、会社を辞めた後に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたので、空白が生じているとは思っていなかった。申立期間が未納及び未加入となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続きを行ったと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月8日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続きは同年3月頃に行われたと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、加入手続きを行った昭和48年3月の時点では、申立期間①の保険料は過年度納付となることから、納税組合の集金では納付することができない上、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間①は未納と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間②については、申立人の夫が加入するD組合は申立人の申立期間②に係る被扶養者認定日を平成6年1月7日と回答しており、オンライン記録における第3号被保険者の資格取得日と一致する上、B市

の保管する被保険者名簿によると、申立期間②は未加入の期間であり、保険料納付の前提となる納付書は発行されず、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3943

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月

私は、母に付いて来てもらって、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の手帳記号番号の第3号被保険者の該当処理日により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成7年2月頃と推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の記憶が曖昧である上、「母は、当時の加入手続及び保険料の納付状況を覚えていなかった。」と述べていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から56年9月まで

私は年金住宅融資を受けるため、昭和56年頃、A区役所で国民年金に2年間遡って加入し、2年分の国民年金保険料をまとめて10万円以上納付した記憶があるので、申立期間に係る保険料の納付を調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金住宅融資制度を利用するために、昭和56年頃、A区で国民年金の加入手続を行い、その際、2年分の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金被保険者資格記録から、申立人の加入手続は同区において58年11月15日に行われ、同日付けで任意加入被保険者資格を取得するとともに、強制加入期間である53年9月1日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、オンライン記録とも一致することから、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和56年10月から58年6月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、これは申立人の加入手続が行われた同年11月を基準とした場合、2年間遡って納付したとする申立人の記憶とおおむね一致する上、同時点で、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月から55年6月まで

私は、当時は学生だったので、父が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納と記録されているのは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月当時は学生だったので、申立人の父が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日により、63年4月頃に払い出され、申立人の国民年金の加入手続は同時期に行われたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立期間の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの期間及び13年11月から14年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年3月まで  
② 平成13年11月から14年4月まで

私は、母が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれたと思うので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかし、申立期間①当時は加入時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人は厚生年金保険加入時に付番された厚生年金保険記号番号を基礎年金番号として平成9年10月に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録において、申立人は平成13年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立人に対し14年5月22日及び15年8月26日に、申立期間②について国民年金の加入を促す勧奨状が作成されたものの、最終的に申立期間②に係る加入手続が行われなかったことが確認できることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間で

あり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっており、未加入期間に保険料の納付が行われた場合は機械的に過誤納となるが、オンライン記録上、申立期間②について過誤納が発生した記録は無い。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年7月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入している妻の場合は国民年金に加入できないと思っていたが、後に加入できると知らされ、昭和36年6月頃に同じ町内会の方と一緒に国民年金に任意加入し、加入手続は一緒に加入した方の夫で町内会の会計係をしていた方にしてもらった。国民年金保険料は町内会の会長及び会計係に毎月現金で150円納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月頃に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録欄には、申立人が国民年金の被保険者資格を41年8月24日に任意で取得したことが記載されており、当該資格取得日はA市の保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であることから、国民年金の任意加入対象期間となり、遡って加入することもできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、64か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私は、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和50年4月頃、A市において夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、私がB銀行C支店で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。D市に転居した後も、私がE銀行F支店やG銀行（現在は、H銀行）I支店で夫婦二人分の保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、D市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録とも一致している上、保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の記録も申立期間は未納である。

また、申立人は、申立期間の保険料はE銀行F支店やG銀行I支店で夫婦二人分を納付していたと申述しているが、申立期間は33か月と長期間にわたっており、金融機関の収納業務及び行政側の年金記録事務において、連続して過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付時期等についての記憶が定かではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和50年4月頃、A市において妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻がB銀行C支店で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。D市に転居した後も、妻がE銀行F支店やG銀行（現在は、H銀行）I支店で夫婦二人分の保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、D市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録とも一致している上、保険料を納付したとする申立人の妻の記録も申立期間は未納である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、申立人の妻がE銀行F支店やG銀行I支店で夫婦二人分を納付していたと申述しているが、申立期間は33か月と長期間にわたっており、金融機関の収納業務及び行政側の年金記録事務において、連続して過誤が生じたとは考え難い。

さらに、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付金額、納付時期等についての記憶が定かではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3950

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、父及び母は申立期間の保険料が納付済みとなっている。父が夫婦の保険料のみを納付して、子の保険料を未納にすることは考えられず、申立期間の保険料は、父が納付してくれていたはずである。また、年金事務所からの回答では昭和58年12月以降に国民年金の加入手続を行っているということだが、59年\*月に第一子を出産しており、その頃に役所に加入手続に行ったとは考えられず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和58年12月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、A市の国民年金被保険者名簿に記載された受付年月日から、59年5月1日に国民年金の加入手続が行われ、この際、申立人が短期大学を卒業した翌月の53年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った59年5月1日を基準にすると、申立期間のうち57年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、昭和59年8月27日に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、当該

納付書作成時点において、申立期間のうち、57年7月から59年3月までの保険料に未納があったことがうかがえる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父からは保険料の納付状況について確認することができず、当時同居していたその母は加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付金額、納付方法等の記憶が不鮮明であることから、申立期間における加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間は72か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年10月までの期間及び平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年1月から同年10月まで  
② 平成2年2月

私は、船員保険被保険者の資格を喪失するたびに、市役所で夫婦二人の国民年金への切替手続を行っていた。国民年金保険料は過去2年まで遡って納付できることを知っていたので、私が納付可能な期間までに夫婦二人分の保険料を銀行及び市役所で納付した。妻は昭和59年1月から同年10月までは納付済みであるが、私は未納とされており、平成2年2月は夫婦共に未納とされている。領収証書は処分してしまったが、きちんと保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員保険被保険者の資格を喪失するたびに、市役所で夫婦二人の国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間①については、A市が保管していた国民年金被保険者名簿の資格欄には資格取得「59. 1. 4」及び資格喪失「59. 10. 30」と記載され、その欄にはそれぞれ「62. 3. 31」の日付印が押されており、その押印について、同市は、「届出をした年月日及び担当係が処理した日付印である。」と回答していることから、申立期間①に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失届は昭和62年3月31日に処理されたことが確認でき、申立期間①は同日まで国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、その時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間②については、オンライン記録において、平成4年8月

21日に船員保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったと推認される上、記録が追加された時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月、57年8月から58年4月までの期間及び59年3月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月  
② 昭和57年8月から58年4月まで  
③ 昭和59年3月から61年9月まで

私は、離職の都度、公的な手続は行っており、申立期間の国民年金の加入手続はA県B区C出張所（当時）で行い、納付書に現金を添えて同出張所で国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をA県B区C出張所で行い、同出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人に対し、A県B区及びD区においてそれぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかし、B区において払い出された手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録等から、昭和55年12月から56年3月頃までに払い出されていることが推認でき、申立人が所持する年金手帳には「B区」の押印及び初めて国民年金の被保険者となった日が同年2月1日と記載されていることが確認できる上、当該資格取得日はオンライン記録及び年度別納付状況リスト（59年5月10日現在）の資格記録と一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、前述の年度別納付状況リストの資格記録には、昭和56年2月1日取得、同年10月1日喪失と記載されており、当該資格記録以外に国民

年金に加入した形跡は確認できず、当該リストが作成された 59 年 5 月時点では、申立期間②及び③に係る国民年金の加入手続は行われていなかったことがうかがえる。

さらに、D 区において払い出された手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録から、昭和 61 年 8 月から同年 9 月頃までに払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認される。この時点で、申立期間②及び③のうち 59 年 3 月から同年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は D 区における加入手続及び保険料の納付状況について記憶が定かではなく、保険料の納付状況は不明であり、当該手帳記号番号により、申立期間②及び③の保険料を納付したとは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 7 月 7 日まで  
② 昭和 61 年 8 月 19 日から 63 年 11 月まで

私は、申立期間である昭和 60 年 4 月から 61 年 7 月 7 日までの期間及び同年 8 月 19 日から 63 年 11 月までの期間について A 市 B 区 C の D 社に勤務し、事業主負担分を含め約 2 万円の厚生年金保険料を支払って、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、オンライン記録により、D 社は、昭和 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、62 年 8 月 13 日に適用事業所でなくなっていることが確認できることから、申立期間①のうち 60 年 10 月 31 日以前は、適用事業所になる前の期間であり、申立期間②のうち 62 年 8 月 13 日以降は、適用事業所でなくなった後の期間である。

また、D 社は、昭和 62 年 8 月 \* 日に裁判所の破産宣告を受けており、賃金台帳、源泉徴収票等関連資料の所在は確認できない。

さらに、複数の元同僚は、「D 社の社員は、E（業務）、F（業務）、G（業務）及び H（業務）などの事務員であり、I（業務）は外部の事業所に発注し、J（業種）を社員とすることはなかった。」と供述しており、そのうちの一人は、「K（業務）の際には二人程度の J（業種）に請け負わせていた。請負は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している上、オンライン記録により、D 社の被保険者記録に申立人の氏名は無い。

加えて、雇用保険の加入記録により、申立期間①及び②において、申立

人は、D社とは別の複数の事業所において資格取得及び喪失を繰り返しており、それぞれの事業所に雇用されていたことが確認できる上、申立期間①中の昭和 61 年 1 月 13 日に求職申込みを行い、同年 1 月 20 日に失業の認定を、また、申立期間②中の 62 年 2 月 5 日に求職申込みを行い、同年 2 月 16 日に失業の認定を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
私は、申立期間にA事業所（現在は、B事業所が承継）に勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用を受けていなかったことから、同事業所の事業主が顧問を務めるC税務署近くに所在したD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずなのに、被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所は、申立人が申立期間当時、A事業所に正社員として在籍していたことは推認できるが、当時の事業主は既に死亡しており、当時の関係資料の所在が不明なため、申立人が主張するような事実があったかどうかは確認できないと回答している。

また、申立人は、A事業所に勤務する二人の元同僚も自分と一緒にD社において厚生年金保険に加入したと主張しているが、一人は姓のみの記憶であるため、個人を特定できず、別の一人は所在が不明なため、当該元同僚から申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無い上、当該事業所が加盟していたE健康保険組合は、書類の保存期限を経過しているため当時の加入記録は破棄されていると回答していることから、健康保険組合への加入手続が行われたかどうか確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 47 年 6 月 1 日に A 社 B 支店から同社本社へ異動し、1 か月後の同年 7 月 1 日に同社本社から同社 B 支店へ異動しているが、申立期間における標準報酬月額がその前後に比べて大幅に下がっている。申立期間に給与額が下がったという記憶は無いので、適正な額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「給与額が下がったという記憶が無いにもかかわらず、申立期間における標準報酬月額が、その前後に比べ大幅に下がっており、給与額が正しく反映されていない。」と主張している。

しかし、A 社は、「申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 47 年 6 月 1 日に資格取得している被保険者は 5 名、同社 B 支店の被保険者名簿において、申立人と同じ同年 7 月 1 日に資格取得している被保険者は 7 名確認できるが、これらの被保険者と申立人の標準報酬月額の推移に大きな差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であったという事情はうかがえない上、当該被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、元同僚のうち 1 名は、「申立期間当時は、とにかく残業が多く、

それが標準報酬月額の変動に影響していると思う。」と供述している。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 8 月 11 日まで  
私は、A社を退職した直後に脱退手当金を受給した覚えはあるが、B社退職後には、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めているA社における被保険者期間と申立期間であるB社の被保険者期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっているところ、これらの被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号で管理されていることから、B社を退職後に脱退手当金を受給したために、その後の被保険者期間の記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているが、A社の被保険者名簿には当該表示が無い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。